

令和 6 年 10 月 7 日

浜田市議会議長 様

議員名 佐々木 豊治

調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので報告します。

記

1. 視察先
 - ・ 三重県南牟婁郡紀宝町
 - ・ 滋賀県野洲市
2. 視察事項
 - ・ マイタイムラインの策定について（紀宝町）
 - ・ 生活困窮支援事業について（野洲市）
3. 視察の目的（市政との関連など）
 - ・ 「紀宝町」では、昨年全国で初めて町全体でマイタイムライン（災害時に家族や地域ごとにとるべき行動を事前に時系列で決めておく取組）を策定した。当市でも今後必要な取組みであるため、どのように住民を巻き込んでいったのかなどを視察するもの。
 - ・ 「野洲市」では市税などの滞納をSOS シグナルと捉え、徴収業務を一元管理し、生活保護の一步手前で生活困難者を早期に発見、生活再建の支援に取組んでいる。生活保護費の抑制につながる取組を視察するもの。
4. 期間（移動日を含む）

令和 6 年 10 月 2 日（水） ～ 令和 6 年 10 月 4 日（金）
5. 経費 54,527 円

（経費内訳 宿泊代 15,450 円、旅費 39,077 円）
6. 視察のポイント・議員活動や市政への反映など
 - ・ 紀宝町の「事前防災行動計画（タイムライン）」の取り組みは、各家庭の「マイタイムライン」ではなく、地区や町を挙げての計画のため各家庭を包含する取組で、組織率 100%の自主防災組織で運営されており、まさに先進事



例と感じた。避難所も自主防災組織が開所運営され、各避難所にはタブレットが配備され、避難状況や、独自のシステムによる災害状況が瞬時に確認できるのもだった。

また、避難指示による避難も自主的に行われており、警察や消防団などの避難誘導も必要がなく、災害に遭う危険もなくなっていた。

- ・ 野洲市は、「生活困窮は災害」ととらえ、納税情報などから生活困窮者を探し出し、一つの窓口でその人に合った、寄り添う支援が取組まれていた。それは市民への支援とともに、市にも税収増や生活保護に陥らせない(税金を使わない)効果もあるもの。

市民からは市への信頼も高まっており、浜田市で少しでも近づけていけたらと思う。

7. 視察内容

(詳細は別紙のとおり)



三重県紀宝町

◆視察先の概要

紀宝町は紀伊半島の南東部に位置し、三重県の南玄関口となっている。東は七里御浜で熊野灘に面し、海岸には5月下旬から8月上旬にかけてアカウミガメが産卵にやって来ることから、保護条例を制定し、道の駅を通じた啓発活動を行っている。

人口は約10,000人、面積は約80㎢となっている。

◆視察の内容

※事前防災行動計画(タイムライン)による風水害に備えた防災の取り組み

紀宝町は平成23年に発生した台風12号の影響で大きな被害を受けた。総降水量は1,000mmを超え、人的被害をはじめ、約40億円の被害総額となった。

教訓としてタイムラインによる防災対策が必要とし、「タイムライン策定検討部会」を立ち上げた。

地区タイムラインを5地区で策定し、自主防災組織も30組織で作られた。

タイムライン導入効果として、自主避難者が増えてきて、平成29年の台風21号の時は床上浸水73世帯、床下浸水63世帯の被害が発生したが、救助活動を行う必要もなかった。

地域の防災意識が浸透してきて、自助の意識が見えてきた。

早めの非難ができることで、消防団も安全な場所に避難できる。

タイムライン防災情報共有システムを整備し、町独自で雨量計(7ヶ所)や水位計(3ヶ所)、監視カメラも5ヶ所増設した。必要な情報を一元的に集約し、webで表示し、避難所にタブレットを配備し、必要な情報が取得できるようにした。

令和5年の台風7号の際は、早めに詳細な気象情報等を防災行政無線で周知することで、自主避難者が増加。(これまでの3倍に)

早めに避難を行ったため、夜間の大雨、暴風雨にはゼロアワーを宣言し、自主防災組織や役場職員、消防団などの安全が確保できた。

※地震・津波タイムラインによる南海トラフ地震に備えた防災の取り組み

地震・津波発生後の各段階で「いつ」「何を」「だれが」すべきかを整理した「紀宝町地震津波タイムライン」を令和2年3月に整備。

また、住民と共に考える南海トラフ巨大地震対策として、町で想定されている巨大地震の大きさや津波の大きさなどから住民によるワークショップにより、鵜殿地区によるルールブックを整備した。地震や津波から命を守るポイントなど記載。津波の想定時間変化も。

街歩きを行い、危険箇所マップも作成し、令和5年度に整備。

避難誘導等も整備し、津波から避難が間に合わない地域には避難タワーを3基整備中。

事前にできる対策、各家庭でできる対策として、耐震化や家具固定など記載。家族で話し合って記入する避難カルテも記載。

事前チェックシートや、避難行動要支援者なども話し合い結果を記載。家族の行動も話し合う。

ルールブック1冊で地震津波に関すること、地域の避難想定、避難行動について学ぶことができ、考えるきっかけとなった。ブックは全世帯に配布し、自主防災組織の方々に1軒1軒説明しながら配布してもらった。他の地区にも広げたい。

防災拠点施設の整備、災害時の時価給油施設、防災備蓄も整備。貯水施設6か所、給水車も整備。防災センター避難所の消防車庫も。主要避難所施設に太陽光発電を5ヶ所整備。高台整備事業も4か所。災害時非常用通信機器は通信インフラが遮断されても自前で通信を送ることができる。

◆所感

事前防災行動計画(タイムライン)の先進事例を学んだ。

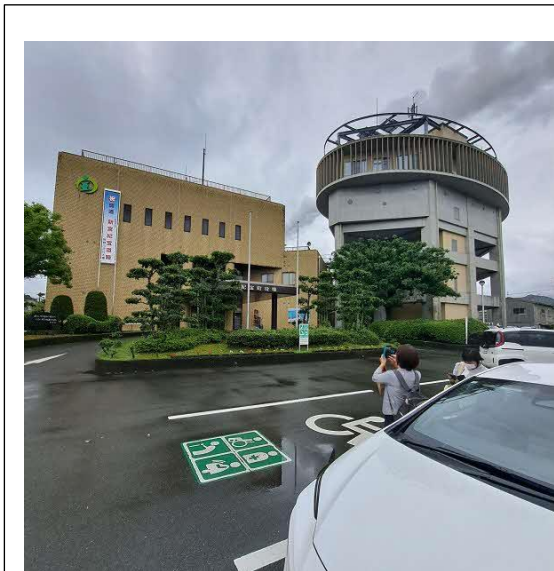
各家庭で作る「マイタイムライン」については全国で推進されており、浜田市でも普及活動が進められているが、それを包含する地区タイムライン、また町タイムラインの取り組みが進められていた。

過去の大きな災害から避難に対する住民意識が強く、現在では避難指示にほとんどの住民が行動されていた。

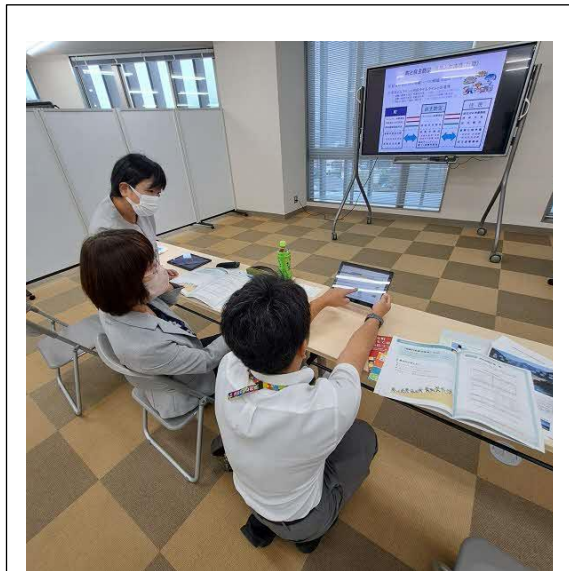
自主防災組織も、組織率100%で全体会合も定期的に行われ、特に避難時の避難所の開所から運営まで、職員ではなく自主防災組織で行われているため、職員が災害対応に専念できているとのことであった。

避難所ではタブレットの提供で避難状況や、天候や被災状況などが一元管理でき、避難した住民に的確な情報がスムーズに提供されていた。

避難が早いため、避難誘導にあたる警察や消防団の危険もなくなっているのも大きい効果と感じた。



庁舎と避難所タワー



避難所タブレット

滋賀県野洲市

◆視察先の概要

野洲市は滋賀県南西部に位置し、近江富士と呼ばれる三上山、そして野洲川や日野川を有している。北西部は日本最大の湖である琵琶湖に接している。

中心部は京阪神のベッドタウンとして都市化が進む一方、山地、湖岸においては公園やレクリエーション施設が集積しており、地域内外から多くの人が訪れる。

人口は約50,000人、面積は約80km²。

◆視察の内容

※債権管理条例について

・平成27年4月に野洲市債権管理条例が施行

△債権管理条例の必要性

- ①長期に渡る不良債権（徴収不能）の整理。
- ②滞納している市民の状況を総合的に把握し、生活困窮者の発見と生活再建に向けた支援を行う。

△債権管理条例の目的や狙い

- ①債権管理の適正化を通じて「健全な財政運営」「市民生活の安心の確保」に資することを目的とする。
- ②生活困窮者を発掘し、自立への支援を行い、滞納者のストレスや不安を減らす。
- ③不良債権の整理や情報の一元化による効率化など。

△債権管理条例の特徴

- ①生活困窮を理由とする徴収停止（第6条）
- ②生活困窮を理由とする債権放棄（第7条）
- ③債権者情報の目的外利用（第9条） など。

△考え方

- ①滞納は困っていることを行政に知らせるSOSで、生活が苦しい人は相

談に来る余裕もない。日本の場合、その時のサポート体制は脆弱で、自力で更生しようとしても難しい社会。であれば、セーフティネットを張り巡らすことが重要。

②ピンチはチャンス、問題が軽微なうちに相談してもらう方が生活再建しやすい。

③納税してもらうためには生活が健全にならないといけない。だから、生活の自立の支援＝納税の支援。

④生活困窮者への差し押さえは財産不足で完納にならず、何度も少額差押えを繰り返し、コストも累積する。また、職員の人件費、時間、移動代などの経費負担に加え、滞納者からは「市役所は敵、信頼できない、払うもんか」に。

生活保護になれば、市全体の収支は大幅にマイナスで、自治体の長期的な存続・活性化の芽を摘んでいる。

⑤市民生活相談課が庁内外の専門家と滞納整理へ向かい、就職して生活再建・資力回復・市役所への信頼回復（市役所に相談して良かった）に。

※生活困窮者自立相談支援事業

△事業概要

①野洲市くらし支えあい条例に位置付けられた、経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える市民を生活困窮者等としてとらえ、条例を活用し、相談者の発見から支援を効果的に取り組む。

②就労等による社会参加に向け、生活支援と就労支援を一体的に提供する「やすワーク」の活用を推進。

△居住確保給付金事業

離職者で就労能力・意欲がある人のうち、住宅を喪失、又は喪失のおそれがある人に住宅費を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

△家計改善支援事業

家計の収支に関する課題の評価や分析を行い、支援計画を作成する。多重債務などは法律の専門家への繋ぎを検討し、社協の生活福祉資金の貸し付けなどもあつせんする。

△子どもの学習・生活支援事業

生活困窮世帯の子どもを取り巻く諸課題に対し総合的に支援する。高校中退防止として中学卒業生に対し居場所等の支援を行う。食育学習や学習ボランティアの協力を得て地域の子どもを地域で育てる体制を構築。

△就労準備支援事業

「社会とのかかわりに不安がある、コミュニケーションがうまくとれない、ひきこもり状態にある」など、就労が困難な方に日常生活自立・社会生活自立に関する支援を行う。

◆所感

この事業を推進された前市長の言葉で「生活困窮は災害、災害なら税金を投入して皆が支援する。個人ではどうしてもなく陥る生活困窮も災害だ」。また、「温情ではなく合理的」とあった。

市民に本当の意味で寄り添う支援が行われており、それは市民への支援と、市にも税収増や生活保護に陥らせない(税金を使わない)効果もあるもの。

他にも消費者行政推進事業として「野洲市くらし支えあい条例」を策定し「不登校生徒を支援する会議」を設置や、事業者には訪問販売登録させ、市長の登録を受けた事業者でなければ行えないとするものだった。

個人情報問題や、縦割り行政の課題を乗り越え、先進事例となるものだった。

